

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄  
する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
殿

独立行政法人大学入試センター理事長  
山本 廣 基  
(公印省略)

令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト志願票及び  
訂正届の取りまとめ等の御周知等について（依頼）

大学入学共通テストの実施につきまして、日頃から種々御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
大学入学共通テストの志願票の取りまとめ等については、「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学  
共通テスト志願票の取りまとめ等について（依頼）」（令和2年8月20日付け入試セ事一第47号）の  
とおり管下の高等学校（中等教育学校、特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）に対して依頼をさせて  
いただきました。

特に今年度については、出願方法が例年と異なっておりますが、各高等学校の御理解と御協力のもと、  
現在出願に向けた準備を進めていただいているところです。

そのため、今年度の出願受付の開始に当たり、貴機関からも改めて、出願に関する手続きに遺漏の無い  
よう、管下の高等学校に対し、注意喚起の御協力をよろしくお願いいたします。

つきましては、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の高等学校を所管する指定  
都市を除く市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所轄の高等学校に対し、都道  
府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄  
の高等学校に対し、下記について、御周知いただくようお願い申し上げます。

なお、大学入学共通テスト実施に当たっての新型コロナウイルス感染症予防対策等については、10月  
初旬を目途に関係機関に通知させていただくことを申し添えます。

#### 記

- 1 志願票の取りまとめに当たっては、各志願者が選択した受験日等に御留意いただき、令和2年9月  
28日（月）から10月8日（木）（消印有効）の出願期間内に御提出いただくようお願いいたします。
- 2 各高等学校においては、「令和3年度大学入学共通テスト志願票の取りまとめ等に当たっての留意  
事項」のとおり、各志願者の試験実施期日の選択については、各志願者が記入する「志願票」ではな  
く、「志願票総括表」によって志願者が選択した試験実施期日ごとに志願票を取りまとめて提出いた  
だくこととしています。御負担をおかけすることとなり誠に恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいた  
します。

なお、取りまとめの際の参考情報として、「志願票及び訂正届の取りまとめ方法」のスライド資料、説明動画や各高等学校からいただいた御質問についての回答等を当センターホームページに掲載しておりますので御参照ください。

[https://www.dnc.ac.jp/hspersons/R3\\_syutuganuketuke\\_highschool.html](https://www.dnc.ac.jp/hspersons/R3_syutuganuketuke_highschool.html)

※「令和3年度大学入学共通テスト出願受付等の説明資料等の確認について（依頼）」（令和2年7月31日付け入試セ事一第43号）において御案内している説明動画等です。

- 3 志願者が選択した受験日等につきましては、別紙「確認はがきを確認する際のポイントについて」を御参照の上、10月27日（火）までに各高等学校等に到着する「確認はがき」において確認していただくよう、志願者へ御指導をお願いいたします。

万一、確認はがきの表示内容が誤っている場合は、各高等学校から直ちに大学入試センターまで御連絡いただくようお願いいたします。

《参考》

- ・ 「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト志願票の取りまとめ等について（依頼）」
- ・ 「令和3年度大学入学共通テスト志願票の取りまとめ等に当たっての留意事項」
- ・ 「令和3年度大学入学共通テスト出願後の登録内容の確認等に当たっての留意事項」
- ・ 「確認はがきを確認する際のポイントについて」

問合せ先

独立行政法人大学入試センター事業部事業第一課

電話 03-3465-8600 →音声案内1番

03-3468-3311（代表）→音声案内1番